

農林水第 18-966 号  
令和 3 年 3 月 10 日

公益社団法人三重県獣医師会長 様

三重県農林水産部長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、令和 3 年 3 月 9 日付け 2 消安第 5429 号にて農林水産省消費・安全局長より通知がありましたので、ご了知のうえ、貴団体会員に対し、周知をお願いします。

なお、本改正の概要は以下のとおりです。

記

1 改正内容

- ・アルカリ性プロテアーゼ（その 3）について、使用の対象に豚用飼料が追加されました。

2 施行期日

公布の日

事務担当：畜産課  
家畜衛生班 入江  
TEL:059-224-2544  
FAX:059-223-1120



2 消安第 5429 号  
令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので、本改正事項について、貴管下関係者に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。

令和3年3月9日

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

- (1) 飼料及び飼料添加物には飼料安全法<sup>※1</sup>第3条第1項に基づき、省令<sup>※2</sup>において、有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、鶏用以外の飼料に用いてはならない飼料添加物アルカリ性プロテアーゼ（その3）（*Bacillus licheniformis* が産生するアルカリ性プロテアーゼ）について、使用の対象に豚用飼料を追加するため、省令の一部を改正することになりました。

### 2 改正の概要

省令において、アルカリ性プロテアーゼ（その3）は豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない旨規定しました。

本剤に関する省令の改正は、令和3年3月9日から施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当： 畜水産安全管理課  
飼料安全基準班 飼料添加物担当  
TEL：03-3502-8111（内線：4546）

(参考)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について」(令和3年3月9日付け2消安第5429号農林水産省消費・安全局長通知)の送付先

各都道府県知事

各地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

公益社団法人 畜産技術協会会長

一般財団法人 食品環境検査協会理事長

一般財団法人 日本穀物検定協会会長

公益財団法人 日本肥糧検定協会理事長

一般財団法人 日本食品検査理事長

一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会会長

公益社団法人 全国農業共済協会会長

一般社団法人 日本養豚協会会長

一般社団法人 全国酪農協会会長

公益社団法人 中央畜産会会長

一般社団法人 中央酪農会議会長

公益社団法人 日本フィッシュ・ミール協会理事長

一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長

一般社団法人 日本科学飼料協会理事長

公益社団法人 日本獣医学会会長

公益社団法人 日本獣医師会会長

一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長

一般社団法人 日本食鳥協会会長

一般社団法人 日本畜産副産物協会会長

一般社団法人 日本養魚飼料協会理事長

一般社団法人 日本養鶏協会会長

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長

一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長

全国鮎養殖漁業組合連合会会長

全国開拓農業協同組合連合会代表理事長

全国飼料卸協同組合理事長

全国肉牛事業協同組合理事長

国立研究開発法人 水産研究・教育機構理事長

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構理事長

独立行政法人 農畜産業振興機構理事長

独立行政法人 家畜改良センター理事長

一般財団法人 生物科学安全研究所理事長

全国精麦工業協同組合連合会会長

全国畜産農業協同組合連合会会長

全国内水面漁業協同組合連合会代表理事長

全国肉用牛経営者会議会長

全国農業協同組合中央会会長

全国農業協同組合連合会会長

全国養鶏経営者会議会長

全国養鯉振興協議会会長

全国養鱒振興協会会長

全国酪農業協同組合連合会会長

日本観賞魚振興事業協同組合代表理事

日本養鯉漁業協同組合連合会代表理事長

日本養鶏農業協同組合連合会会長

協同組合日本飼料工業会会長

飼料輸出入協議会理事長

全日本鹿協会会長

全国油脂事業協同組合連合会会長

公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長

一般社団法人 日本食肉加工協会理事長

日本エキス調味料協会会長

全国食肉事業協同組合連合会会長

全国食肉業務用卸協同組合連合会会長

一般社団法人 全国海水養魚協会会長

日本ゼラチン・コラーゲン工業組合会長

全国飼料輸入協議会会長

一般財団法人 日本食品分析センター理事長

一般社団法人 家畜改良事業団理事長

公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長

公益財団法人 日本食肉流通センター理事長

公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター理事長

○農林水産省令第八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月九日

農林水産大臣 野上浩太郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

終 出 終	終 出 編
<p>別表第1 (第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>チ アルカリ性プロテアーゼ (その3) は、<u>豚及び鶏</u>を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ツ～ト (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別表第1 (第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>チ アルカリ性プロテアーゼ (その3) は、<u>鶏</u>を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ツ～ト (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令について (概要)

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて(同条第2項)飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。)において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

- ・ 鶏用以外の飼料に用いてはならないアルカリ性プロテアーゼ(その3) (*Bacillus licheniformis* が産生するアルカリ性プロテアーゼ) について、使用の対象に豚用飼料を追加するため、省令別表第1の1の(2)に、アルカリ性プロテアーゼ(その3) については豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない旨規定する。

3 施行期日  
公布の日